

指定管理者選定委員会 町長へ報告書を提出

周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等及び周防大島町サン・スポーツランド片添等指定管理者選定委員会（河村誠治委員長・山口大学名誉教授）は、11月9日、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等（長浦スポーツ海浜スクエアおよびグリーンステイながうら）および周防大島町サン・スポーツランド片添等（周防大島町サン・スポーツ

ンド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村）の指定管理者の選定に係る報告書を藤本町長に提出しました。

■問い合わせ

町では12月議会において、優先交渉権者の指定の議決を受け、施設の指定管理者に指定することとしています。

商工観光課 公共施設管理班
☎0820(79) 1003

「農地・農機具を使えるうちに使える人へ」 農地バンク・農機具バンクへ登録しませんか？

周防大島担い手支援センターでは、耕作していない農地や耕作をやめようとしている農地、使わなくなつた農機具などを、新規就農予定者や経営拡大意向のある農家へ情報提供するため「農地バンク」・「農機具バンク」制度を設けています。

「ぼちぼち農業をリタイアし

よう」「みかんを作らなくなつた農地がある」「倉庫に農機具が眠っている」などあります。たら、お気軽にお問い合わせください。ただし、車が入ることができない農地や狭すぎる農地、古すぎる農機具などはお断りさせていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

◀報告書を受け取る藤本町長（右）から藤本町長、河村誠治委員長、有吉祥男副委員長



周防大島町の農業を次世代に継承するため、皆さまのご協力を願います。

■問い合わせ

周防大島担い手支援センター
☎0820(79) 1007

「公平性を確保するために」 介護保険料の滞納整理を強化しています

介護保険料について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。介護保険に必要な財源は国県町が半分を負担し、残りの半分は介護保険加入者が保険料として負担していただくこととなります。

(3)2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、介護認定を受けた後に利用者負担が3割（はじめから3割の方は4割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

介護保険料を滞納していると期間に応じて次のような措置がとられます。

(1)1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付が支払われる形となります。

(2)1年6カ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

■問い合わせ

介護保険課 介護保険班
☎0820(73) 5503
税務課 徴収対策班
☎0820(74) 1013

